

平成 25 年度 子宮頸がん検診精度管理調査結果

1. チェックリスト遵守状況調査

厚生労働省が設置した「がん検診に関する検討会」および「がん検診事業の評価に関する委員会」において検討され、平成 20 年 3 月に「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方についてーがん検診事業の評価に関する委員会報告書ー」がまとめられました。その中で「子宮頸がん検診のためのチェックリスト（検診機関用）」「同（市区町村用）」「同（都道府県用）」が定められ、自己評価により検診機関・市区町村・都道府県がそれぞれ遵守すべき精度管理の要点について指定されました。そのチェックリストの遵守状況（遵守できていない項目が何項目あるか）に関する調査を行いました。

《調査項目と評価基準》

調査項目は上記報告書で挙げられているように、検診機関に対しては 23 項目、市町村に対しては 40 項目に関して行いました。評価は A B C D Z の 5 段階評価を行い、遵守できていない項目数ごとに以下の基準で行いました。栃木県では「C」以下の検診機関、「C」以下の市町には改善をお願いしています。（ただし、本調査を受けてすでに本年度から改善を行った検診機関・市町もあります。）

評価段階		非遵守項目数 (市町：40 項目)	非遵守項目数 (検診機関：23 項目)
A	チェックリストをすべて満たしている	0	0
B	チェックリストを一部満たしていない	1 - 9	1 - 4
C	チェックリストを相当程度満たしていない	10 - 19	5 - 8
D	チェックリストを大きく逸脱している	20 以上	9 以上
Z	調査に対して回答がない	無回答	無回答

【市町評価一覧】

市町名	H24 評価	H25 評価
宇都宮市	B (3)	B (2)
足利市	B (3)	B (6)
栃木市	B (5)	B (1)
佐野市	B (2)	B (1)
鹿沼市	B (5)	B (5)
日光市	C (11)	C (10)
小山市	B (2)	B (2)
真岡市	B (1)	B (1)
大田原市	B (6)	B (3)
矢板市	A (0)	A (0)
那須塩原市	B (4)	B (6)
さくら市	A (0)	C (11)
那須烏山市	B (1)	B (1)
下野市	B (7)	A (0)
上三川町	A (0)	B (2)
益子町	B (8)	B (4)
茂木町	C (10)	B (9)
市貝町	B (1)	B (5)
芳賀町	B (1)	B (9)
壬生町	B (2)	B (1)
野木町	B (7)	B (1)
岩舟町	B (7)	B (4)
塩谷町	C (10)	B (7)
高根沢町	A (0)	A (0)
那須町	C (10)	B (5)
那珂川町	B (1)	B (1)

【検診機関評価一覧】

検診機関名	H24 評価	H25 評価
宇都宮健康クリニック	B (1)	B (1)
宇都宮東病院	A (0)	B (1)
宇都宮市医療保健事業団	B (2)	B (4)
佐野市民病院	B (3)	B (3)
栃木県保健衛生事業団	A (0)	A (0)

※ () 内は非遵守“×”項目数

評価「C」以下の「日光市」「さくら市」には、非遵守項目の減少に向けて、改善をお願いしました。

2. 子宮頸がん検診精度指標調査

前述した「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方についてーがん検診事業の評価に関する委員会報告書ー」に、いくつかの胃がん検診の精度の指標がまとめられています。それらの指標のうち5項目を選び、市町ごとに調査を行いました。

《調査項目》

精度指標のうち、「精検受診率」「受診率」「要精検率」「子宮頸がん発見率」「陽性反応適中度」に関する調査を各市町単位で行いました。上記報告書では「受診率」を除く

それぞれの指標における数値目標も掲げられていますので、それも同時に掲載しました。ただし、「精検受診率」以外の指標は、人口構成による違いや継続受診者の比率などによっても影響を受けますし、「子宮頸がん発見率」「陽性反応適中度」は小さな自治体では年度による変動が大きいとされています。一方、「精検受診率」に関しては、精度評価の最も重要な指標と位置付けられており、目標値は90%、許容値は70%とされています。

《平成25年度子宮頸がん検診の調査結果》

[精検受診率]

精検受診率は「要精密検査」とされた方のうち、実際に精密検査を受けられた方の割合で、がん検診の精度評価の最も重要な指標と位置付けられており、100%に近い方が望ましい指標です。目標値は90%以上、許容値は70%以上とされており、精検受診率が70%未満の市町には、注意喚起を行い、改善をお願いしています。

精検受診率70%未満の市町：「那須町」「足利市」（数値が低い順）

[受診率]

受診率は、子宮頸がん検診の対象の方のうち受診された方の割合です（子宮頸がん検診は2年に1度の受診が推奨されています）。栃木県では、対象者数を「今後のわが国におけるがん検診事業評価の在り方について」（平成20年3月 がん検診事業の評価に関する委員会）及び「市町村がん検診事業の充実強化について」（平成21年3月18日付け健総発第0318001号厚生労働省健康局総務課長通知）に示された方法により算出しています。なるべく高いことが望ましいとされています。

[要精検率]

要精検率は、受診された方のうち精密検査が必要とされた方の割合で、0よりも大きく一定の範囲内にあることが望ましい指標です。許容値は1.4%以下（受診者1000人中要精検が14人以下）とされています。

[子宮頸がん発見率]

子宮頸がん発見率は、受診された方のうち子宮頸がんが発見された方の割合である程度高い方が望ましい指標です。許容値は0.05%（受診者1万人で5例の子宮頸がん発見）以上とされていますが、20歳代～30歳代前半の若年者の受診割合が多い地区や、受診者が固定してしまっている地区では低くなることもあります。なお、人口やその構成による影響を受けやすいため、本指標は参考値となります。

[陽性反応適中度]

陽性反応適中度は、検診で「要精密検査」とされた方のうち、実際に子宮頸がんがあった方の割合で、ある一定の範囲内にあることが望ましい指標です。許容値は4.0%以上とされていますが、若年者の受診割合が多い地区では低くなることもあります。なお、人口やその構成による影響を受けやすいため、本指標は参考値となります。